

県内医療機関の長 様

長崎県医療政策課長(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した
医療機関等に対する重点医療機関の指定について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃よりご尽力いただき誠に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した医療機関等においては、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業)による重点医療機関の指定を受け、その病床確保料の補助を受けられることができるとされており、別添のとおり指定の要件等を定めましたのでお知らせします。

重点医療機関の指定を希望される医療機関におかれましては、別添申請書に必要事項を記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出資料 新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定に関する申請書

2 提出方法及び期限

(1)提出方法 郵送

(2)提出期限

令和 3 年 1 月 8 日以前に院内感染が発生した医療機関については、令和 3 年1月 25 日まで、その他の医療機関については、院内感染が発生した日から 14 日を経過した日又は令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

※病床確保料に関する事業の申請については、別途お知らせいたします。